

総合評価

導入自治体は26.8%

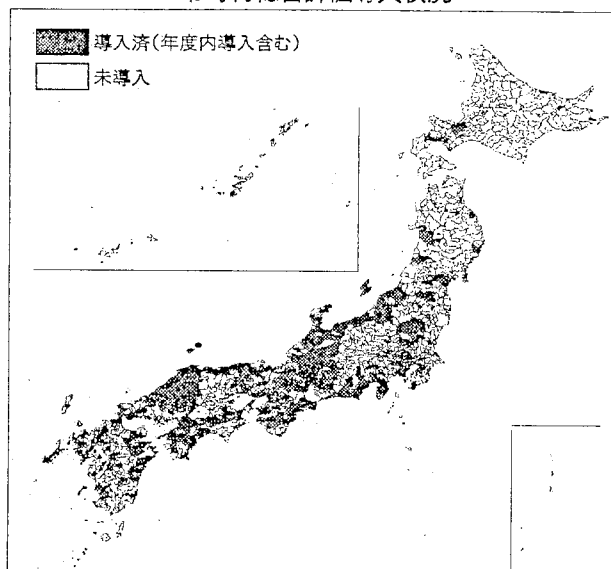
06年度比5倍増も低水準

国土交通、総務、財務の3省は19日、公共工事の発注者に対して実施した公共工事入札契約適正化促進法に基づく取り組み状況調査（入2007年9月1日現在）の結果をまとめた。一般競争入札は、調査対象の国や特殊法人の導入率が100%（試行含む）に達して

いる半面、地方自治体は55・2%と全体の半分にとどまっている。総合評価方式を導入している自治体は、2006年度の4・9%から26・8%と5倍強に増加したものの、国の72・2%に比べ依然

の、一般競争入札の導入状況に比べると不十分な状況にある。国交省は、「地域的な偏在もあり、取り組みが活発な自治体を参考に積極的に導入してほしい」（総合政策局建設課）とし、自治体に対して一層の取り組み強化を要請する考え。一般競争入札は、すべての都道府県、政令市が本格導入する一方、市区町村では本格導入が40・2%、試行導入が14・2%にとどまり、自治体全体の導入率の向上が進まない状況にある。

市町村総合評価導入状況



が、市区町村の導入割合は77・7%で、2割強が対策を講じていない。法令上の制約がない自治体で可能な予定価格の事前公表（事後公表との併用含む）は、都道府県の83・0%、すべての政令市、市区町村の63・3%が実施している。